

関係団体 各位

平素より大変お世話になっております。

こども家庭庁成育局母子保健課です。

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年9月2日付け事務連絡で、各自治体宛に「地域子ども・子育て支援事業」における産後ケア事業の実施について を発出し、下記 HP に掲載したため、情報提供いたします。貴団体におかれましては、必要に応じて、貴団体の会員に情報提供いただけますと幸いです。

母子保健の主な動き（通知・事務連絡等）2024年 | こども家庭庁 (cfa.go.jp)
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/tsuuchi/2024/>

2024年9月2日

*【事務連絡】「地域子ども・子育て支援事業」における産後ケア事業の実施について (PDF / 93KB)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d4a9b67b-acbd-4e2a-a27a-7e8f2d6106dd/c090cb22/20240902_policies_boshihoken_tsuuchi_2024_68.pdf

【参考資料】産後ケア事業（令和7年度概算要求資料）(PDF / 510KB)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d4a9b67b-acbd-4e2a-a27a-7e8f2d6106dd/da6646c9/20240902_policies_boshihoken_tsuuchi_2024_69.pdf

事務連絡
令和6年9月2日

各

都道府県
市町村
特別区

 母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

「地域子ども・子育て支援事業」における産後ケア事業の実施について

母子保健施策の推進については、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が本年6月12日に公布され、令和7年度より、産後ケア事業について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けることで、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めることとしております。

産後ケア事業の国庫補助については、当該事業が「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられることに伴い、令和7年度より「子ども・子育て支援交付金」による財政支援が行われることとなります。あわせて、子ども・子育て支援法第67条第3項の規定に基づき、都道府県の負担も導入し、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4を負担割合として当該事業を実施する予定です。

また、今後、各自治体での子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、当該事業の「量の見込み」等を定めることができるよう、こども家庭庁において、子ども・子育て支援法第60条第1項の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号。以下「指針」という。）の改正及び第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（以下「手引き」という。）の改訂を予定しております。

各自治体におかれましては、内容についてご了知いただき、運用についてご準備いただきますようよろしくお願いいたします。

【今後のスケジュール】

9月（予定）：指針の改正・手引きの改訂

10月以降（予定）：各自治体での子ども子育て支援事業計画等の改訂作業



令和7年度概算要求額 子ども・子育て支援交付金 90.8億円 (一)

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施 (令和6年度予算額: 60.5億円) 【平成26年度創設】

事業の目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律 (令和元年法律第69号) により、市町村の努力義務として規定された (令和3年4月1日施行)

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 … 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」 … 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 … 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

事業主体等

◆ 実施主体 : 市町村

◆ 補助率 : 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

※ 都道府県負担の導入 (R6以前は、国 1/2、市町村 1/2)

◆ 補助単価案

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免 (R4~) 1回あたり 5,000円
- ②上記①以外の世帯に対する利用料減免 (R5~) 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,943,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算 (R6~) 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】
- 1施設あたり月額 174,200円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上している施設への加算【拡充】
- 1施設あたり月額 244,600円

事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数